（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　企業経営課

許認可等の内容	指定の申請	上 No.93

根拠法令及び条項		鹿沼市水道事業指定給水装置工事事業者規程第４条
審査基準	関係条項	鹿沼市水道事業指定給水装置工事事業者規程第５条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　管理者の権限を行う市長は、指定工事事業者の指定を申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該指定をしなければならない。 (1)　事業所ごとに第１１条第１項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2)　次に定める機械器具を有する者であること。 ア　金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ　水圧テストポンプ (3)　次のいずれにも該当しない者であること。 ア　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 エ　第７条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成１２年　４月　１日変更（※公認店規程廃止・指定店規程新設　　） 令和　元年　９月１４日変更（※水道法改正）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　１５日（休日を含む。）
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　水道課

許認可等の内容	工事の申込み	上 No.99

根拠法令及び条項		鹿沼市水道事業給水条例第５条第１項
審査基準	関係条項	鹿沼市水道事業給水条例施行規程第９条第１項 鹿沼市水道事業給水条例第３条第１項第２号
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　鹿沼市水道事業給水条例第５条第１項の規定 工事をしようとする者は、管理者の権限を行う市長が定めるところにより、あらかじめ管理者の権限を行う市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２　鹿沼市水道事業給水条例施行規程第９条第１項 条例第５条第１項に規定する承認（以下「承認』という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす工事の申込みについてのみするものとする。 (1)　予定水量その他使用方法が管理者の給水管理に支障を及ぼさないこと。 (2)　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水槽を装置すること。 ３　鹿沼市水道事業給水条例第３条第１項第２号の規定 「工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成１０年　４月　１日変更（※　　） 平成２１年　３月　１日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　５日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成２１年　３月　１日変更（※標準処理期間の延長　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　水道課

許認可等の内容	工事の設計及び施行の設計審査	上 No.100

根拠法令及び条項		鹿沼市水道事業給水条例第６条第２項
審査基準	関係条項	鹿沼市水道事業給水条例施行規程第１１条第１項
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　鹿沼市水道事業給水条例第６条第２項の規定 　指定工事事業者又は他の水道事業者等が工事の設計及び施行を行う場合は、工事着手前に管理者の権限を行う市長の設計審査を受け、工事完成後に管理者の権限を行う市長の検査を受けなければならない。 ２　鹿沼市水道事業給水条例施行規定１１条の規定 １　条例第６条の規定により、指定工事事業者が行う設計の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)　給水栓まで直結するものにあっては、配水管、配水補助管又は給水管（以下「配水管等」という。）から給水栓までの範囲 (2)　受水槽を設けるものにあっては、配水管等から受水槽までの範囲及び受水槽その他の給水装置以外の設備
	参考事項	
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成２１年　３月　１日変更（※第６条第２項の規定の追加　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　５日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成２１年　３月　１日変更（※標準処理期間の短縮　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　水道課

許認可等の内容	工事の承認上	上 No.101

根拠法令及び条項		鹿沼市水道事業給水条例施行規程第９条第２項
審査基準	関係条項	鹿沼市水道事業給水条例施行規程第９条第１項 鹿沼市水道事業給水条例第３条第１項２号
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　鹿沼市水道事業給水条例施行規程第９条第２項の規定 　~~工事の~~承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとする者は、当該変更について再度承認を受けなければならない。 ２　鹿沼市水道事業給水条例施行規程第９条第１項 　条例第５条第１項に規定する承認（以下「承認』という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす工事の申込みについてのみするものとする。 (1)　予定水量その他使用方法が管理者の権限を行う市長の給水管理に支障を及ぼさないこと。 (2)　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水槽を装置すること。 ３　鹿沼市水道事業給水条例第３条第１項２号の規定 「工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成１０年　４月　１日変更（※　　） 平成２０年　３月　１日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　５日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成２０年　３月　１日変更（※標準処理期間の延長　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　水道課

許認可等の内容	給水の申込み	上 No.103

根拠法令及び条項		鹿沼市水道事業給水条例第１５条第１項
審査基準	関係条項	鹿沼市水道事業給水条例第５条及び第１５条第２項 水道法施行令第６条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　鹿沼市水道事業給水条例第１５条第１項の規定 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の権限を行う市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２　鹿沼市水道事業給水条例第１５条第２項の規定 管理者の権限を行う市長は、前項に規定する申込みがあった場合において、給水装置が次の各号のいずれかに該当するときは承認しない。 (1) 水道法施行令第６条に定める基準に適合しないとき。 (2) 第５条第１項の承認を受けていないとき。 ２　水道法施行令第６条の規定 法第１６条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から３０センチメートル以上離れていること。 (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。 (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。 (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。 (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 ３　鹿沼市水道事業給水条例第５条第１項の規定 工事をしようとする者は、管理者の権限を行う市長が定めるところにより、あらかじめ管理者の権限を行う市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成２１年　３月　１日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　水道課

許認可等の内容	給水の申込み	上 No.103

標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数　　２日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第３）

不利益処分に関する処分基準　個票

上下水道部　企業経営課・水道課

不利益処分の内容	給水停止	上 No.108

根拠法令及び条項		鹿沼市水道事業給水条例第４０条
処分基準	関係条項	水道法第１５条第３項 鹿沼市水道事業給水条例第５条第１項
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　鹿沼市水道事業給水条例第４０条の規定 管理者の権限を行う市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。 (1) 第５条第１項の承認を受けないで工事を施行したとき。 (2) 水道使用者が水道の使用をやめたと認められるとき。 (3) 水道使用者が料金を納入しないとき。 (4) 水道使用者が正当な理由がなくて使用水量の計算又は給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。 (5) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規定に違反し、又は管理者の権限を行う市長の指示に従わないとき。 １　水道法１５条第３項の規定 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規定の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。 ３　鹿沼市水道事業給水条例第５条第１項 工事をしようとする者は、管理者の権限を行う市長が定めるところにより、あらかじめ管理者の権限を行う市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	公共下水道管理者以外の工事の承認	上 No.135

根拠法令及び条項		下水道法第１６条
審査基準	関係条項	下水道法施行令第１０条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　公共下水道管理者以外の者の行う工事等 　公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 ２　承認を要しない軽微な施設の維持 　法第１６条ただし書（法第２５条の１０及び第３１条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　３０日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第３）

不利益処分に関する処分基準　個票

上下水道部　下水道課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更命令	上 No.141

根拠法令及び条項		下水道法第１２条の５第２項
処分基準	関係条項	下水道法第１２条の２第１項、第３項
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　公共下水道管理者は、第１２条の３第１項又は前条の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第１２条の２第１項の政令で定める基準又は同条第３項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から６０日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第１２条の３第１項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。 ２　第１２条の２で定める基準 (1) カドミウム及びその化合物 １リットルにつきカドミウム　０．０３ミリグラム以下 (2) シアン化合物 １リットルにつきシアン　１ミリグラム以下 (3) 有機燐化合物 １リットルにつき　１ミリグラム以下 (4) 鉛及びその化合物 １リットルにつき鉛　０．１ミリグラム以下 (5) 六価クロム化合物 １リットルにつき六価クロム　０．２ミリグラム以下 (6) 砒素及びその化合物 １リットルにつき砒素　０．１ミリグラム以下 (7) 水銀及びその化合物 １リットルにつき水銀　０．００５ミリグラム以下 (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと (9) ポリ塩化ビフェニル １リットルにつき　０．００３ミリグラム以下 (10) トリクロロエチレン １リットルにつき　０．１ミリグラム以下 (11) テトラクロロエチレン １リットルにつき　０．１ミリグラム以下 （裏面１へ）
	参考事項	
	設定等年月日	平成２２年　２月　１日設定 平成２４年　３月　１日変更（※法第１２条の２で定める基準の改正　） 平成２５年　３月　１日変更（※基準の見直し　1-4 ジオキサン追加　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第３）

不利益処分に関する処分基準　個票

上下水道部　下水道課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更命令	上 No.141

（裏面１）

処分基準	基準 （未設定の場合はその理由）	(12) ジクロロメタン １リットルにつき　０．２ミリグラム以下 (13) 四塩化炭素 １リットルにつき　０．０２ミリグラム以下 (14) 1.2-ジクロロエタン １リットルにつき　０．０４ミリグラム以下 (15) 1.1-ジクロロエチレン １リットルにつき　１ミリグラム以下 (16) シス-1.2- ジクロロエチレン １リットルにつき　０．４ミリグラム以下 (17) 1.1.1-トリクロロエタン １リットルにつき　３ミリグラム以下ム以下 (18) 1.1.2-トリクロロエタン １リットルにつき　０．０６ミリグラム以下 (19) 1.3-ジクロロプロペン １リットルにつき　０．０２ミリグラム以下 (20) チウラム １リットルにつき　０．０６ミリグラム以下 (21) シマジン １リットルにつき　０．０３ミリグラム以下 (22) チオベンカルブ １リットルにつき　０．２ミリグラム以下 (23) ベンゼン １リットルにつき　０．１ミリグラム以下 (24) セレン及びその化合物 １リットルにつきセレン　０．１ミリグラム以下 (25) ほう素及びその化合物 １リットルにつき　１０ミリグラム以下 (26) ふつ素及びその化合物 １リットルにつき　８ミリグラム以下 (27) フェノール類 １リットルにつき　５ミリグラム以下 (28) 1･4-ジオキサン １リットルにつき　０．５ミリグラム以下 (29) 銅及びその化合物 １リットルにつき　３ミリグラム以下 (30) 亜鉛及びその化合物 １リットルにつきセレン　２ミリグラム以下 (31) 鉄及びその化合物（溶解性） １リットルにつき　１０ミリグラム以下 (32) マンガン及びその化合物（溶解性） １リットルにつき　１０ミリグラム以下 (33) クロム及びその化合物 １リットルにつき　２ミリグラム以下 (34) ダイオキシン類 １リットルにつき　１０ﾋﾟｺグラム以下 （裏面２へ）

（様式第３）

不利益処分に関する処分基準　個票

上下水道部　下水道課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更命令	上 No.141

（裏面２）

処分基準	基準（未設定の場合はその理由）	３　鹿沼市下水道条例第９条で定める基準 (1)　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 １リットルにつき　３８０ミリグラム未満 (2)　水素イオン濃度 水素指数５を超え９未満 (3)　生物化学的酸素要求量 １リットルにつき　５日間に６００ミリグラム未満 (4)　浮遊物質量 １リットルにつき　６００ミリグラム未満 (5)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量 １リットルにつき　５ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量 １リットルにつき　３０ミリグラム以下 (6)　窒素含有量 １リットルにつき　２４０ミリグラム未満 (7)　りん含有量 １リットルにつき　３２ミリグラム未満

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の計画の確認	上 No.175

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第４条第１項
審査基準	関係条項	鹿沼市下水道条例第３条 鹿沼市下水道条例施行規則第３条から第５条まで
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　排水設備等の新設等をする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付し、市長の確認を受ける。 ２　排水設備の接続方法は、裏面のとおり。 ３　構造に関し規則で定める基準は、裏面のとおり。 ４　提出する申請書は、裏面のとおり。 （裏面１へ）
	参考事項	
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成２２年１０月　１日変更（※ますの大きさを統一する。　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成　９年１０月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の計画の確認	上 No.175

（裏面１）

審査基準

基準
（未設定の場合はその理由）

２　排水設備の接続方法は、次のとおり。（第３条）

(1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共桝等に固着させること。

(2) 排水設備を公共桝等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表のとおり。

排水人口（人）	排水管の内径（㎜）	勾配
１５０未満	１００以上	１００分の２．０以上
１５０以上３００未満	１５０以上	１００分の１．７以上
３００以上５００未満	２００以上	１００分の１．５以上
５００以上	２５０以上	１００分の１．３以上

(4) 上記にかかわらず、一の建物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水管で、延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

３　排水設備の構造基準は、次のとおり。（施行規則第４条）

(1) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。

(2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあるときは通気装置を設けること。

(3) 台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固形物を排出する流出口には、目幅１０ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂留を設けること。

(4) 油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。

(5) 枝管の内径は、次のとおりとする。

種別	内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	５０ミリメートル以上
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	７５ミリメートル以上
大便器接続管	１００ミリメートル以上

(6) 各ますは、おおむね１５０ミリメートル以上の円形又は角型とし、底部は、接続する管径に応じインバートを設けなければならない。ます蓋は検査、掃除の際に開閉できる密閉蓋とする。

（裏面２へ）

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の計画の確認	上 No.175

（裏面２）

<table>
<tr><td>審査基準</td><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>
(7) 排水管の土かぶりは、公道内では１００センチメートル以上、私道内では６０センチメートル以上、宅地内では３０センチメートル以上とすること。
(8) 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。
(9) 水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。
<table>
<tr><td>種別</td><td>１回洗浄水量</td><td>洗浄管の内径</td></tr>
<tr><td>小　便　器</td><td>３．５リットル以上</td><td>１２ミリメートル以上</td></tr>
<tr><td>大　便　器</td><td>１０リットル以上</td><td>３２ミリメートル以上</td></tr>
</table>
４　提出する申請書は、排水設備（新設、増設、改築）計画確認書及び工事調書とし、次の基準で作成する。（施行規則第５条）
(1) 位置図には、目標及び申請地の位置を明示すること。
(2) 平面図縮尺は２５０分の１程度とし、次の事項を表示する。ただし、広大な土地は、１，０００分の１まで縮尺することができる。
ア　道路、境界及び公共下水道の施設の位置
イ　施工区域内にある建物及び炊事場、浴室、水洗便所その他下水を排除する施設の位置
ウ　排水管渠の位置、内径及び延長
エ　桝の位置
オ　除害施設、ポンプ施設及び防臭装置等の附帯設備の位置
カ　他人の排水設備等を使用するときはその位置
キ　その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
(3) 構造詳細図には、排水渠及び附帯設備の構造、能力、形状、寸法等を表示した図面
(4) 除害施設、ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した図面
(5) 他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その者の同意書
５　２-(2)の排水設備の固着箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものとは、次のとおり。（施行規則第３条）
(1) 汚水桝のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないよう、かつ、桝の内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
(2) 公共桝は、排水設備と公共下水道取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めたときは、公道内に設けることができる。
</td></tr>
</table>

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の計画変更の確認	上 No.176

<table>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>鹿沼市下水道条例第４条第２項本文</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>鹿沼市下水道条例第３条
鹿沼市下水道条例施行規則第３条から第５条まで</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　排水設備等の新設等をする申請者は、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあってはその旨を市長に届け出ることをもって足りるものとする。
２　排水設備の接続方法は、裏面のとおり。
３　構造に関し規則で定める基準は、裏面のとおり。
４　提出する申請書は、裏面のとおり。

（裏面１へ）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　９年１０月　１日設定
平成２２年１０月　１日変更（※ますの大きさを統一する　　）
平成　　年　　月　　日変更（※　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　　即日（休日は含まない。）</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　９年１０月　１日設定
平成　　年　　月　　日変更（※　　）
平成　　年　　月　　日変更（※　　）</td></tr>
</table>

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の計画変更の確認	上 No.176

（裏面１）

審査基準

基準（未設定の場合はその理由）

２　排水設備の接続方法は、次のとおり。（第３条）

(1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共桝等に固着させること。

(2) 排水設備を公共桝等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表のとおり。

排水人口（人）	排水管の内径（㎜）	勾配
１５０未満	１００以上	１００分の２．０以上
１５０以上３００未満	１５０以上	１００分の１．７以上
３００以上５００未満	２００以上	１００分の１．５以上
５００以上	２５０以上	１００分の１．３以上

(4) 上記にかかわらず、一の建物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水管で、延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

３　排水設備の構造基準は、次のとおり。（施行規則第４条）

(1) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。

(2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあるときは通気装置を設けること。

(3) 台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固形物を排出する流出口には、目幅１０ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂留を設けること。

(4) 油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。

(5) 枝管の内径は、次のとおりとする。

種別	内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	５０ミリメートル以上
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	７５ミリメートル以上
大便器接続管	１００ミリメートル以上

(6) 各ますは、おおむね１５０ミリメートル以上の円形又は角型とし、底部は、接続する管径に応じインバートを設けなければならない。ます蓋は検査、掃除の際に開閉できる密閉蓋とする。

（裏面２へ）

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の計画変更の確認	上 No.176

（裏面２）

<table>
<tr><td>審査基準</td><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>
(7) 排水管の土かぶりは、公道内では１００センチメートル以上、私道内では６０センチメートル以上、宅地内では３０センチメートル以上とすること。
(8) 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。
(9) 水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。
<table>
<tr><td>種別</td><td>１回洗浄水量</td><td>洗浄管の内径</td></tr>
<tr><td>小　便　器</td><td>３．５リットル以上</td><td>１２ミリメートル以上</td></tr>
<tr><td>大　便　器</td><td>１０リットル以上</td><td>３２ミリメートル以上</td></tr>
</table>
４　提出する申請書は、排水設備（新設、増設、改築）計画確認書及び工事調書とし、次の基準で作成する。（施行規則第５条）
(1) 位置図には、目標及び申請地の位置を明示すること。
(2) 平面図縮尺は２５０分の１程度とし、次の事項を表示する。ただし、広大な土地は、１，０００分の１まで縮尺することができる。
ア　道路、境界及び公共下水道の施設の位置
イ　施工区域内にある建物及び炊事場、浴室、水洗便所その他下水を排除する施設の位置
ウ　排水管渠の位置、内径及び延長
エ　桝の位置
オ　除害施設、ポンプ施設及び防臭装置等の附帯設備の位置
カ　他人の排水設備等を使用するときはその位置
キ　その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
(3) 構造詳細図には、排水渠及び附帯設備の構造、能力、形状、寸法等を表示した図面
(4) 除害施設、ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した図面
(5) 他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その者の同意書
５　２-(2)の排水設備の固着箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものとは、次のとおり。（施行規則第３条）
(1) 汚水桝のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないよう、かつ、桝の内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
(2) 公共桝は、排水設備と公共下水道取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めたときは、公道内に設けることができる。
</td></tr>
</table>

（様式第３）

不利益処分に関する処分基準　個票

上下水道部　下水道課

不利益処分の内容	除害施設の設置義務	上 No.182

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第９条の２
処分基準	関係条項	下水道法施行令第９条の４第１項
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　使用者は、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び下水道法第１２条の２第１項の規定又は前条の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設けなければならない。 (1)　下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号。以下「政令」という。）第９条の４第１項各号（政令第９条の１０第１号に掲げる場合に該当しないときは、第３４号を除く。）に掲げる物質　それぞれ当該各号に定める数値。ただし、政令第９条の４第４項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　１リットルにつき３８０ミリグラム未満 (3)　温度　４５度未満 (4)　水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満 (5)　生物化学的酸素要求量　１リットルにつき５日間に６００ミリグラム未満 (6)　浮遊物質量　１リットルにつき６００ミリグラム未満 (7)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量　１リットルにつき５ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量　１リットルにつき３０ミリグラム以下 (8)　沃素消費量　１リットルにつき２２０ミリグラム未満 (9)　窒素含有量　１リットルにつき２４０ミリグラム未満 (10)　りん含有量　１リットルにつき３２ミリグラム未満 ２　下水道法施行令第９条の４第１項で定める基準 (1)　カドミウム及びその化合物 １リットルにつきカドミウム　０．０３ミリグラム以下 (2)　シアン化合物 １リットルにつきシアン　１ミリグラム以下 (3)　有機燐化合物 １リットルにつき　１ミリグラム以下 （裏面１へ）
	参考事項	
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成２２年　２月　１日変更 （※下水道法施行令で定める基準を明確にした。） 平成２５年　３月　１日変更（※基準の見直し　1-4 ジオキサン追加　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第３）

不利益処分に関する処分基準　個票

上下水道部　下水道課

不利益処分の内容	除害施設の設置義務	上 No.182

（裏面１）

処分基準	基準 （未設定の場合はその理由）	(4) 鉛及びその化合物 １リットルにつき鉛　０．１ミリグラム以下 (5) 六価クロム化合物 １リットルにつき六価クロム　０．２ミリグラム以下 (6) 砒素及びその化合物 １リットルにつき砒素　０．１ミリグラム以下 (7) 水銀及びその化合物 １リットルにつき水銀　０．００５ミリグラム以下 (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと (9) ポリ塩化ビフェニル １リットルにつき　０．００３ミリグラム以下 (10) トリクロロエチレン １リットルにつき　０．１ミリグラム以下 (11) テトラクロロエチレン １リットルにつき　０．１ミリグラム以下 (12) ジクロロメタン １リットルにつき　０．２ミリグラム以下 (13) 四塩化炭素 １リットルにつき　０．０２ミリグラム以下 (14) 1.2-ジクロロエタン １リットルにつき　０．０４ミリグラム以下 (15) 1.1-ジクロロエチレン １リットルにつき　１ミリグラム以下 (16) シス-1.2- ジクロロエチレン １リットルにつき　０．４ミリグラム以下 (17) 1.1.1-トリクロロエタン １リットルにつき　３ミリグラム以下ム以下 (18) 1.1.2-トリクロロエタン １リットルにつき　０．０６ミリグラム以下 (19) 1.3-ジクロロプロペン １リットルにつき　０．０２ミリグラム以下 (20) チウラム １リットルにつき　０．０６ミリグラム以下 (21) シマジン １リットルにつき　０．０３ミリグラム以下 (22) チオベンカルブ １リットルにつき　０．２ミリグラム以下 (23) ベンゼン １リットルにつき　０．１ミリグラム以下 (24) セレン及びその化合物 １リットルにつきセレン　０．１ミリグラム以下 (25) ほう素及びその化合物 １リットルにつき　１０ミリグラム以下 （裏面２へ）

（様式第３）

不利益処分に関する処分基準　個票

上下水道部　下水道課

不利益処分の内容	除害施設の設置義務	上 No.182

（裏面２へ）

処分基準	基準（未設定の場合はその理由）	(26) ふつ素及びその化合物 １リットルにつき　８ミリグラム以下 (27) 1･4-ジオキサン １リットルにつき　０．５ミリグラム以下 (28) フェノール類 １リットルにつき　５ミリグラム以下 (29) 銅及びその化合物 １リットルにつき　３ミリグラム以下 (30) 亜鉛及びその化合物 １リットルにつき　２ミリグラム以下 (31) 鉄及びその化合物（溶解性） １リットルにつき　１０ミリグラム以下 (32) マンガン及びその化合物（溶解性） １リットルにつき　１０ミリグラム以下 (33) クロム及びその化合物 １リットルにつき　２ミリグラム以下 (34) ダイオキシン類 １リットルにつき　１０ピコグラム以下

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	占用許可	上 No.187

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第３０条
審査基準	関係条項	下水道法第２４条 下水道法施行令第１７条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、第２８条各号に規定する書類を添付して市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第２４条第１項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 ２　下水道法第２４条の規定 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。 (1)　公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。 (2)　公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 (3)　公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること。 ３　公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 （裏面１へ）
	参考事項	
	設定等年月日	平成２２年　２月　１日設定 平成２５年　１月　１日変更（※公共下水道等の維持管理基準等の追加） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　３０日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２２年　２月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	占用許可	上 No.187

（裏面１）

審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	４　公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法第１２０条第１項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。 ５　下水道法施行令第１７条の規定 政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 ⑴　施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。 イ　分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。 ロ　公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホールの壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。 ハ　公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろためのの部分の壁を除く。）に設けること。 ニ　公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から２．５メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。 ホ　公共下水道の開渠部分の壁の上端から２．５メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。 ⑵　施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。 イ　堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 ロ　分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 （裏面２へ）

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	占用許可	上 No.187

（裏面２）

審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	ハ　流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。 ニ　汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 ホ　流入施設、建築基準法第４２条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法第２条 に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から２．５メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、１．５メートルを超えないこと。 (3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。 イ　公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。 ロ　流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ハ　水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ニ　その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 (4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。 (5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。 (6) 法第１２条第１項又は法第１２条の１１第１項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　企業経営課

許認可等の内容	使用料等の減免	上 No.190

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第３６条
審査基準	関係条項	鹿沼市下水道条例施行規則第１８条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　管理者の権限を行う市長は、使用料、手数料又は占用料（以下「使用料等」という。）を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料等の徴収を猶予し、又は使用料等の一部若しくは全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成２５年　１月　１日変更（※公共下水道等の維持管理基準名の追加） 平成２６年　３月　１日変更（※条例改正による　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　２１日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	指定工事店の指定	上 No.195

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道排水設備指定工事店規定第３条第１項
審査基準	関係条項	鹿沼市下水道条例第５条及び第３８条 鹿沼市下水道排水設備指定工事店規定第３条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　鹿沼市下水道条例第５条で規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。 (1) 責任技術者が１人以上専属していること。 (2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 栃木県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア　工事業者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない場合 イ　工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は鹿沼市下水道条例第３８条の規定により過料の処分を受けてから２年を経過していない場合 ウ　指定工事店が指定取消しから２年を経過していない場合 エ　工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 ２　前項第４号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成１０年　７月１５日設定 平成２５年　１月　１日変更（※公共下水道等の維持管理基準等の追加） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　３０日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	指定工事店の指定の更新	上 No.197

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道排水設備指定工事店規定第８条第１項
審査基準	関係条項	鹿沼市下水道条例第５条及び第３８条 鹿沼市下水道排水設備指定工事店規定第３条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する日までに下水道排水設備指定工事店指定申請書を市長に提出しなければならない。 ２　鹿沼市下水道条例第５条で規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。 (1) 責任技術者が１人以上専属していること。 (2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 栃木県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア　工事業者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない場合 イ　工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は鹿沼市下水道条例第３８条の規定により過料の処分を受けてから２年を経過していない場合 ウ　指定工事店が指定取消しから２年を経過していない場合 エ　工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 ３　前項第４号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成１０年　７月１５日設定 平成２５年　１月　１日変更（※公共下水道等の維持管理基準等の追加） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　３０日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画の確認	上 No. 201

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例第６条第１項
審査基準	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第５条 鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則第２条及び第３条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　排水設備等の新設等をする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付し、市長の確認を受ける。 ２　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)　排水処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共汚水ます（排水設備から排除される汚水を受けるますをいう。以下同じ。）等に固着させなければならない。 (2)　排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。 (3)　汚水を排除すべき排水管の内径は１００ミリメートル以上とし、その勾配は１００分の１以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 （裏面へ）
	参考事項	
	設定等年月日	平成１０年　４月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画の確認	上 No.201

（裏面）

審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	３　排水設備の固着箇所及び接続方法 条例第５条に規定する排水設備の接続方法は、次のとおりとする。 ⑴　公共汚水ます等のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないように排水設備を固着すること。 ⑵　公共汚水ます等の内壁に突き出さないよう排水設備を差し入れ、その周囲を接着剤等で埋め、内外面の仕上げをすること。 ⑶　公共汚水ますは、排水設備と排水処理施設取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めた場合においては、公道内に設けることができる。 ４　排水設備の構造基準 排水設備の構造基準は、次に掲げるところによらなければならない。 ⑴　水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。 ⑵　防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気装置を設けること。 ⑶　台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固形物を排出する流出口には、目幅１０ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂だめを設けること。 ⑷　油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。 ⑸　汚水ますの設置については、次のとおりとする。 ア　排水管の起点、屈曲点、合流点、内径若しくは勾配の変化する箇所及び直線部においては、内径の１２０倍以下の間隔に汚水ますを設置すること。 イ　汚水ますのふたは、臭気の発散防止、雨水の侵入防止のため、密閉型とすること。 ⑹　排水管の土かぶりは、３０センチメートル以上とすること。 ⑺　水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。 ⑻　排水設備の材質は硬質塩化ビニール製品その他耐久性があり雨水が流入しない製品とし、排水設備のいずれの箇所からも雨水が流入しないようにすること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画変更の確認	上 No.202

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例第６条第２項本文
審査基準	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第５条 鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則第２条及び第３条
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　排水設備等の新設等をする申請者は、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあってはその旨を市長に届け出ることをもって足りるものとする。 ２　排水設備の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)　排水処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共汚水ます（排水設備から排除される汚水を受けるますをいう。以下同じ。）等に固着させなければならない。 (2)　排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。 (3)　汚水を排除すべき排水管の内径は１００ミリメートル以上とし、その勾配は１００分の１以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 （裏面へ）
	参考事項	
	設定等年月日	平成１０年　４月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成１０年　４月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画変更の確認	上 No.202

（裏面）

審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	３　排水設備の固着箇所及び接続方法 条例第５条に規定する排水設備の接続方法は、次のとおりとする。 (1)　公共汚水ます等のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないように排水設備を固着すること。 (2)　公共汚水ます等の内壁に突き出さないよう排水設備を差し入れ、その周囲を接着剤等で埋め、内外面の仕上げをすること。 (3)　公共汚水ますは、排水設備と排水処理施設取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めた場合においては、公道内に設けることができる。 ４　排水設備の構造基準 排水設備の構造基準は、次に掲げるところによらなければならない。 (1)　水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。 (2)　防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気装置を設けること。 (3)　台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固形物を排出する流出口には、目幅１０ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂だめを設けること。 (4)　油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。 (5)　汚水ますの設置については、次のとおりとする。 ア　排水管の起点、屈曲点、合流点、内径若しくは勾配の変化する箇所及び直線部においては、内径の１２０倍以下の間隔に汚水ますを設置すること。 イ　汚水ますのふたは、臭気の発散防止、雨水の侵入防止のため、密閉型とすること。 (6)　排水管の土かぶりは、３０センチメートル以上とすること。 (7)　水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。 (8)　排水設備の材質は硬質塩化ビニール製品その他耐久性があり雨水が流入しない製品とし、排水設備のいずれの箇所からも雨水が流入しないようにすること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　下水道課

許認可等の内容	排水処理施設の新規の使用許可	上 No.207

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例第１１条第１項
審査基準	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第１１条第２項
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　市長は、排水処理施設の新規の使用許可の申請があった場合は、当該申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、排水処理施設の管理運営上支障のないときは、これを許可しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成１０年　４月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　１４日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２１年　３月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

（様式第２）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

上下水道部　企業経営課

許認可等の内容	資金貸付けの可否の決定	上 No.213

根拠法令及び条項		鹿沼市給水装置設置資金貸付規程第１０条
審査基準	関係条項	鹿沼市給水装置設置資金貸付規程第２条から第４条まで
	基準 （未設定の場合はその理由）	１　資金貸付けの対象となる給水装置の設置は、給水装置を設置する者が自らの生活用水として使用することを目的として、井戸水等から水道に切り替えるために行うものとする。 ２　資金貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市内に住所を有する者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 自己資金による給水装置の設置が困難であること。 (4) 貸付けを受けた額（以下「貸付金」という。）の償還について能力を有すること。 (5) 資金貸付けについて確実な連帯保証人があること。 ３　連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市内に住所を有し、独立の生計を営む者であること。 (2) 市税及び水道料金を滞納していないこと。
	参考事項	
	設定等年月日	平成３０年　４月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　　２１日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成３０年　４月　１日設定 平成　　年　　月　　日変更（※　　） 平成　　年　　月　　日変更（※　　）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。